

彦根愛知犬上地域  
新ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書の概要

令和4年10月11日

彦根愛知犬上広域行政組合

# 目次

1. 事業の目的および内容	2
2. 環境影響評価方法書に対する意見	16
3. 環境影響評価の対象とした環境要素	18
4. 現況調査（主な現地調査）の結果	20
5. 影響の予測・評価の結果	38
6. 環境保全措置	96
7. 事後調査	99
8. 方法書に対する意見と事業者の見解	101

# 1. 事業の目的および内容

---

# 1. 事業の目的および内容

## ■ 事業者の名称等

- 事業者の名称 : 彦根愛知犬上広域行政組合
- 代表者の氏名 : 管理者 和田 裕行
- 主たる事務所の所在地 : 犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

## ■ 事業の名称

- 名称 : 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であり焼却により処理する施設の設置の事業

## ■ 対象事業の目的

- 現在、彦根愛知犬上広域行政組合を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバーズセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいる。
  - また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。
- ⇒そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

# 1. 事業の目的および内容

## ■ 対象事業の規模

- 方法書時点から、施設規模の見直しを行った。  
(焼却施設147t/日⇒139t/日、リサイクル施設35t/日⇒31t/日)

### <焼却施設>

項目	内容
施設規模	139 t/日
処理対象ごみ量	34,362 t/年
処理対象ごみ	燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃粗大ごみおよび可燃残さ、災害廃棄物

注1) 施設規模は1炉あたり年間280日稼働として算出。

注2) 処理対象ごみ量は災害ごみを含まない。

### <リサイクル施設>

項目	内容
施設規模	31 t/日
処理対象ごみ量	7,123 t/年
処理対象ごみ	燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック、古紙・衣類、小型家電・乾電池・廃蛍光管）、その他

注) 施設規模は、土曜日・日曜日・年末年始を除く年間254日稼働（粗大ごみの受入・処理のみ日曜日・年末年始を除く年間305日稼働）として算出。

# 1. 事業の目的および内容

## 施設整備計画の概要

項目	焼却施設
処理方式	ストーカ式焼却方式
煙突高さ	59m
排出ガス処理設備	<ul style="list-style-type: none"><li>• 有害物質等の除去設備、ろ過式集じん器等で構成。</li><li>• 除去設備は、費用対効果を考慮し、反応生成物を乾燥状態で回収する「乾式法」とする。</li><li>• 白煙による景観上の支障を防止するため、白煙防止装置を設置。</li></ul>
余熱利用	余熱利用は発電を基本とし、施設内電力利用のうえ、余剰電力は売電する。なお、エネルギー回収率16.5%以上とする。
給水設備	上水道を使用。
排水処理設備	<ul style="list-style-type: none"><li>• 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流。</li><li>• 雨水は事業実施区域内の調整池を經由して宇曾川に放流。</li></ul>

注) 煙突高さは、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80mより59mの方が環境的に優位となったことを踏まえて設定。



# 1. 事業の目的および内容

## 対象事業実施区域の変更

- 方法書時点から、工事中に設置する施工ヤードや工事用道路等の整備区域も含めた形状に変更することとし、対象事業実施区域を東側に拡大した。



変更前（方法書時点）



変更後（現計画）

# 1. 事業の目的および内容

## 市道整備ルートの変更

- 方法書時点では、建設候補地西側で荒神山を縦断する計画としていたが、令和3年5月の彦根市長交代を機に、荒神山を迂回する市道を設ける方針となった。
- 道路の整備は彦根市が行う。詳細な線形は今後ルート帯内で検討が行われる。



変更前（方法書時点）



変更後（現計画）

# 1. 事業の目的および内容

## 公害防止基準

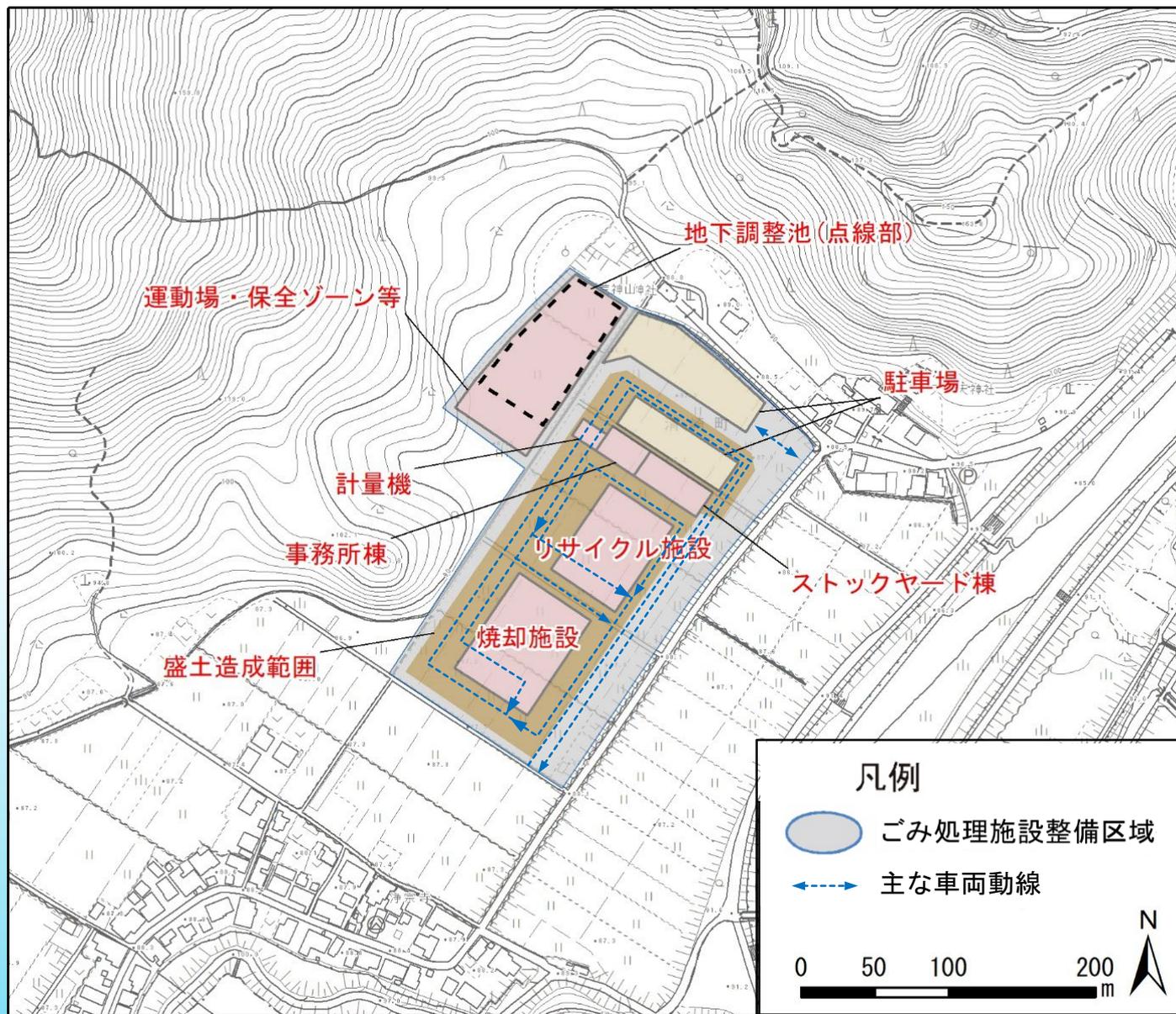
- 環境保全のために目標とする基準（公害防止基準）を設定する。
- 大気質に関する基準は下表のとおりであり、関係法令等の規制値および既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とする。
- 悪臭、騒音、振動、排水等についても、関係法令等に基づく公害防止基準を設定する。

項目	新ごみ処理施設 公害防止基準	法規制基準値	【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準
ばいじん (SPM)	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
塩化水素 (HCl)	30 ppm以下	430 ppm以下 (700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	30 ppm以下
硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	30 ppm以下	K値14.5以下 (約1,500ppm※) ※新施設の現時点での 排出ガス条件から換算	K値14.5以下 (約740ppm※) ※清掃センター実績の 排出ガス条件から換算
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	50 ppm以下	250 ppm以下	250 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
一酸化炭素 (CO)	20ppm以下 (4時間平均値)	30ppm以下 (4時間平均値) 100ppm以下 (1時間平均値)	20ppm以下 (4時間平均値)
水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	(平成30年4月1日から) 50 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下

# 1. 事業の目的および内容

## 施設配置計画等

- 現時点で想定している施設配置は図に示すとおり。
- ごみ処理施設整備区域北側集落への「騒音、振動、悪臭、景観」の影響、「土砂災害」の影響に配慮し、主要施設はごみ処理施設整備区域の**南側**に配置する計画。
- 今後具体的な設計を進め、地域の環境保全に努める。



# 1. 事業の目的および内容

## 関係車両の主要走行ルート計画

- ごみ収集車等による廃棄物等の運搬は、既存の一般県道・市道および彦根市が新たに整備する市道を経由して行う。
- 本施設の供用開始時点では、市道整備ルートのうち北側工区区間の整備が完了する見通しのため、すべての関係車両が北側工区区間を経由して廃棄物等の運搬を行う。
- その後、南側工区区間の開通に合わせて、北側工区区間に加え、南側工区区間を経由した廃棄物等の運搬を行う。



## 事業全体スケジュール

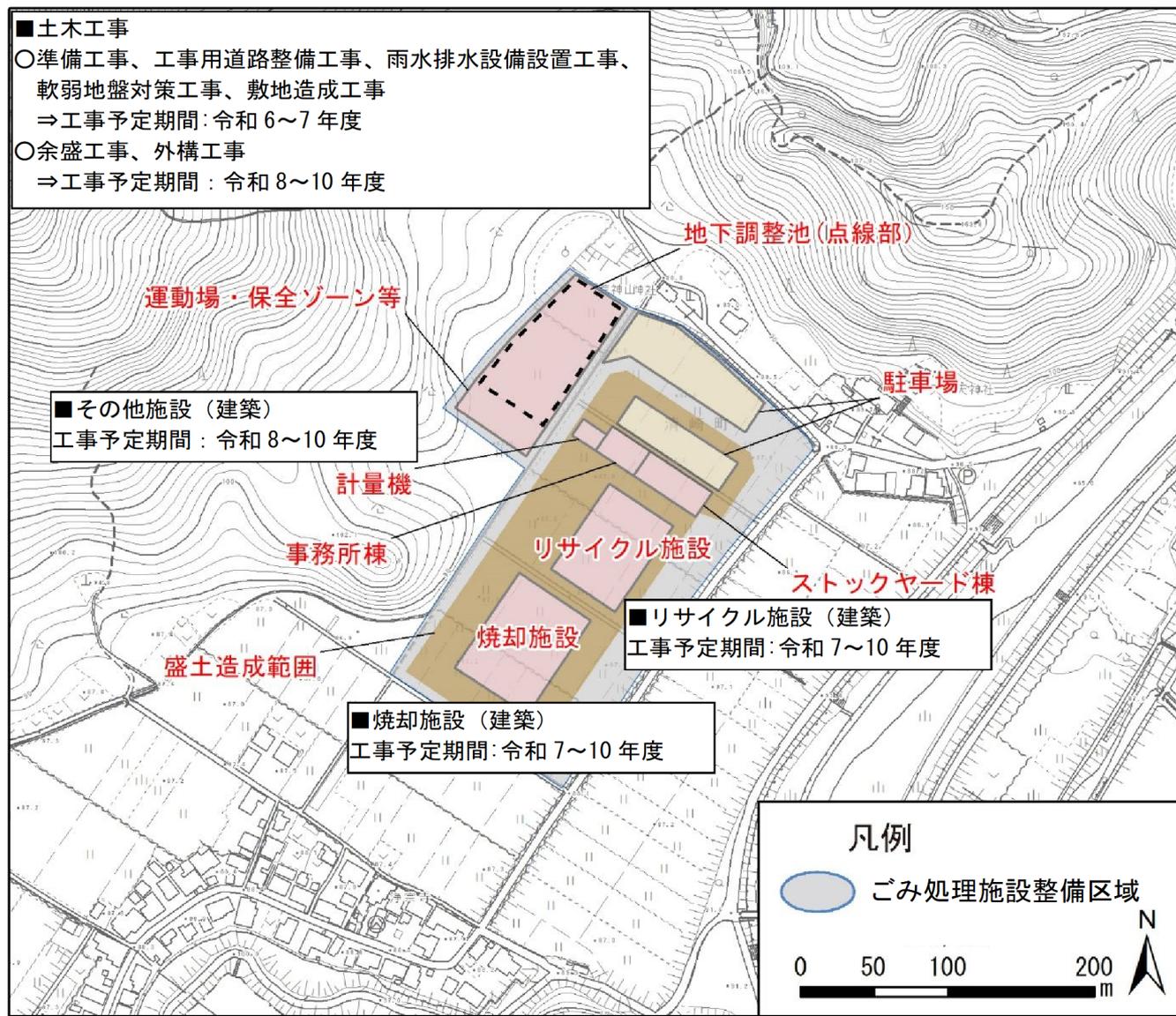
項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設整備・敷地造成基本設計	■									
敷地造成実施設計		■								
施設整備事業者選定			■							
環境影響評価	■									
都市計画決定手続	■									
工事 (敷地造成・施設建設)					■					

注) 現時点での計画であり、変更になる場合がある。

# 1. 事業の目的および内容

## 工事計画の概要

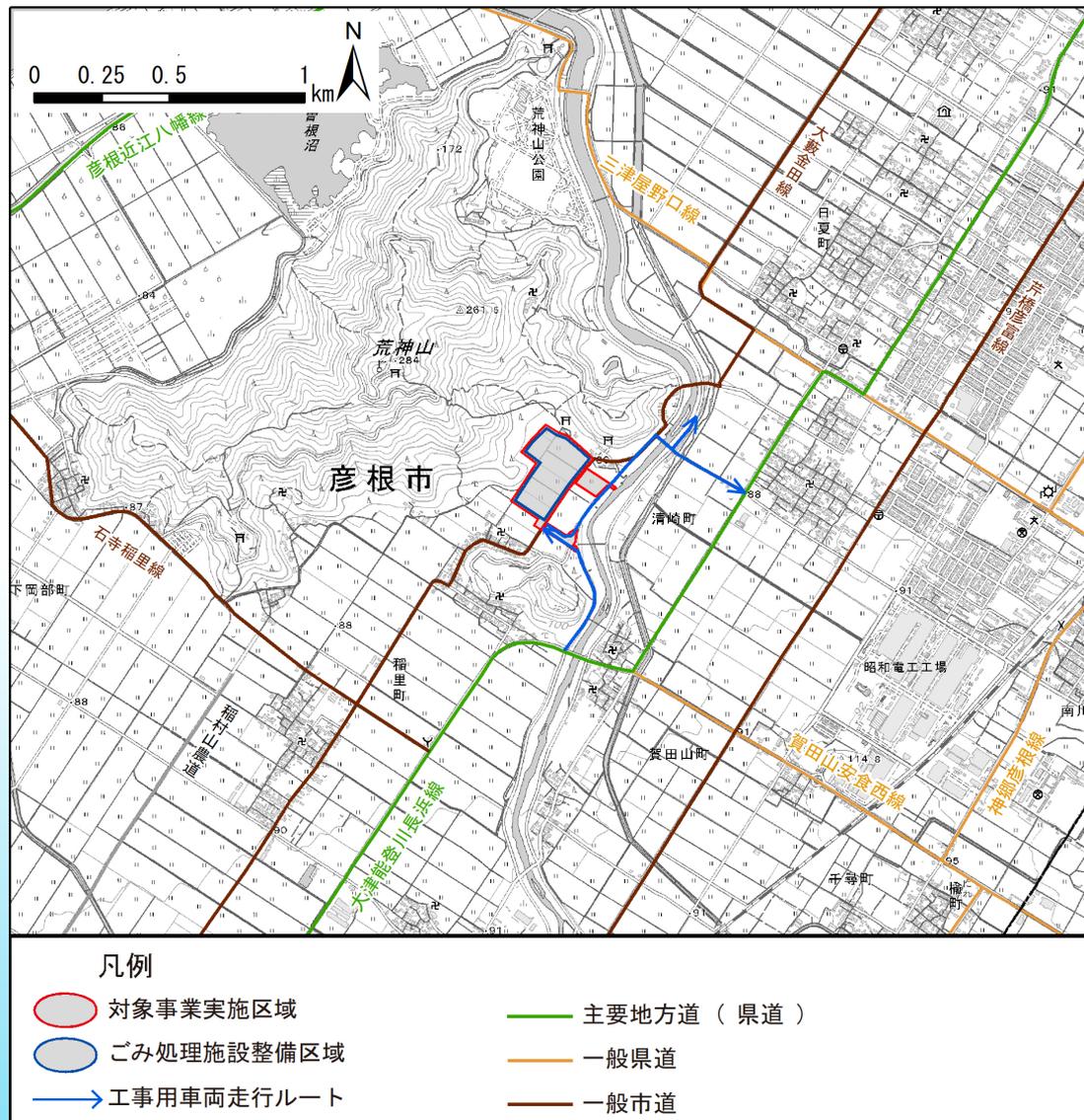
- 工事開始時に準備工事、工事用道路および雨水排水設備工事を行い、軟弱地盤対策工事に着手した後、造成・建築工事を進める。
- 施設の建築は焼却施設、リサイクル施設、その他の施設の順に行い、地上躯体・内装・外装工事と合わせて機器据付工事を行う。
- 施設の供用開始は、令和11年度を予定している。



# 1. 事業の目的および内容

## 工事用車両の走行計画

- 進入車両**は県道大津能登川長浜線から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路を走行する。
- 退出車両**は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路を走行する。



注) 一部の退出車両は、宇曾川左岸堤防道路を南下して県道大津能登川長浜線に至る。

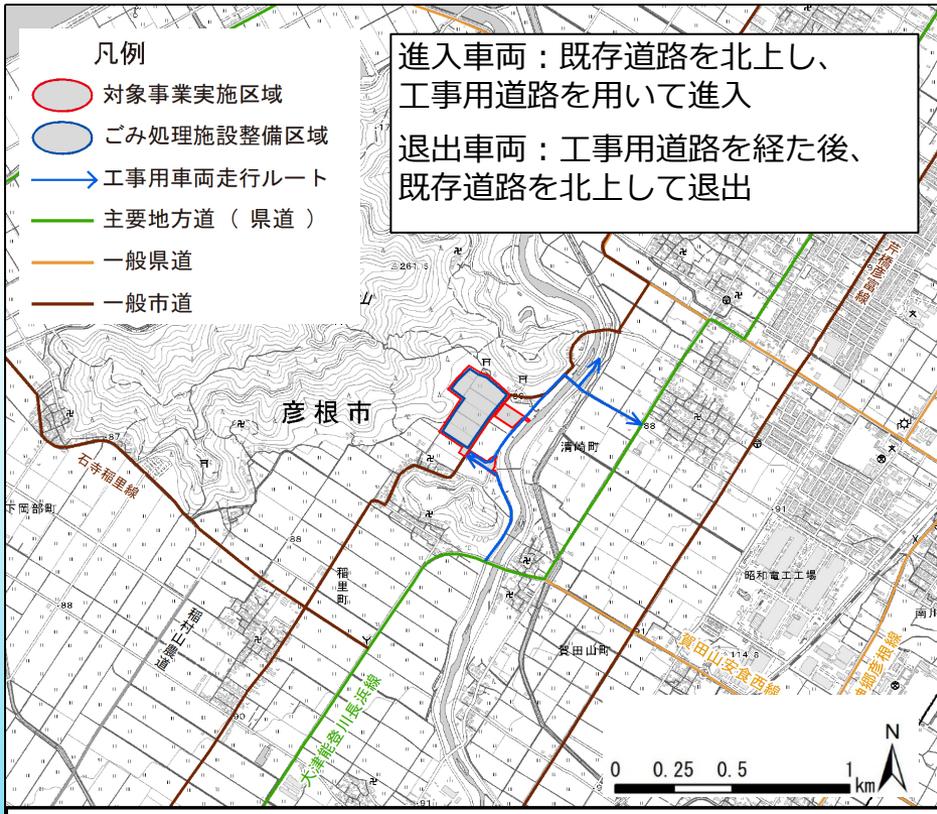
# 1. 事業の目的および内容

## ■ 工事用車両走行ルートの変更（参考）

- ・ 方法書時点では、建設候補地南側の既存道路を往復する計画としていたが車両台数の集中を懸念する住民意見を踏まえ、車両台数の低減を図るため進入車両・退出車両のルートに分けることとした。



変更前（方法書時点）



変更後（現計画）

## 2. 環境影響評価方法書に対する意見

---

## 2. 環境影響評価方法書に対する意見

### ■ 方法書に対する意見の募集・提出状況

- ・一般意見の募集：令和2年12月18日(金)～ 令和3年2月1日(月)
- ・彦根市長意見の提出（滋賀県知事あて）：令和3年2月5日(金)
- ・滋賀県知事意見の提出：令和3年6月10日(木)

#### <方法書に対する意見の数>

地 点	意見の数	
	全般的事項	個別的事項
一般意見（意見書）	15通	
彦根市長意見	－	2件
滋賀県知事意見	8件 (その他を含む)	6件

### 3. 環境影響評価の対象とした環境要素

---

### 3. 環境影響評価の対象とした環境要素

環境影響要因 環境要素		現況調査	予測・評価					
			工事の実施			存在・供用		
			土地の改変	重機の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
大気質	窒素酸化物	●		●	●		●	●
	二酸化硫黄	●					●	
	浮遊粒子状物質	●		●	●		●	●
	粉じん等	●		●			●	
	その他の物質 <sup>注1</sup>	●					●	
騒音		●	●	●		●	●	
超低周波音		●				●		
振動		●	●	●		●	●	
悪臭		●				●	●	
水質	水の濁り	●	●					
	水の汚れ <sup>注2</sup>	●						
地下水	水位・流れ <sup>注2</sup>	●						
土壌	汚染 <sup>注2</sup>	●						
動物		●	●	●				
植物		●	●					
生態系		●	●	●				
景観 <sup>注3</sup>		●	●			●		
人と自然との触れ合いの活動の場 <sup>注3</sup>		●	●		●	●		
廃棄物等		●	●			●		
温室効果ガス等		●		●	●	●	●	
文化財 <sup>注3</sup>		●	●	●	●	●		
伝承文化 <sup>注3</sup>		●	●	●	●	●		

注1) その他の物質：塩化水素、水銀、ダイオキシン類

注2) 「水質（水の汚れ）」・「地下水（水位・流れ）」・「土壌（汚染）」は環境影響評価の対象外であるが、工事中および供用後にこれらの項目に係る環境の変化が確認された場合、本事業との関連性を検証するため、現地調査により現況を把握したものである。

注3) 工事中の一時的な工事用仮設道路の設置により、一部の主要な景観資源や触れ合い活動の場、文化財や伝承文化の場へのアクセスルートの変更が想定されることから、環境影響評価方法書時点の影響要因の区分に「土地の改変」を追加した。また、施設関連車両の走行の影響については、施設の存在に含めて調査予測評価を行ったため、項目からは削除した。